

「米の農産物検査等検討会」開催要領

1 趣旨

- (1) 米の検査・表示制度については、平成14年10月、米の表示等についての検討会報告「米の表示・検査制度の見直しの方向」が取りまとめられており、この中で、不可避免的に生じる意図せざる混入の水準を検証の上、一定の許容範囲を設定・表示すること等の必要性が指摘されている。
- (2) また、平成16年産米及び17年産米の農産物検査の品種証明について、DNA分析による品種判別調査を実施したところ、産地段階での異品種混入が明らかになっている。
- (3) このため、「米の農産物検査等検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、米の農産物検査における異品種混入限度の設定の是非等を検討する。

2 座長

- (1) 検討会に座長を置く。
- (2) 座長は、検討会の議事を運営する。

3 運営

- (1) 検討会は公開とする。
- (2) 検討会の資料は、会議の終了後、ホームページ等に掲載して公表する。
- (3) 検討会の議事概要については、会議の終了後、委員の了解を得た上で、ホームページ等に掲載して公表する。
- (4) 検討会に係る庶務は、総合食料局消費流通課において行う。